

## 介護認定審査会の委員の任期について

### 提案の概要

- 介護認定審査会の委員の任期は、介護保険法施行令第6条により、全国一律に2年とされている。
- 提案自治体は、委員の再任が多く、今後の介護需要の増加に対応するために、委員の任期を市町村の実情に応じて柔軟に対応できるように措置を求めている。

### 厚生労働省としての考え方

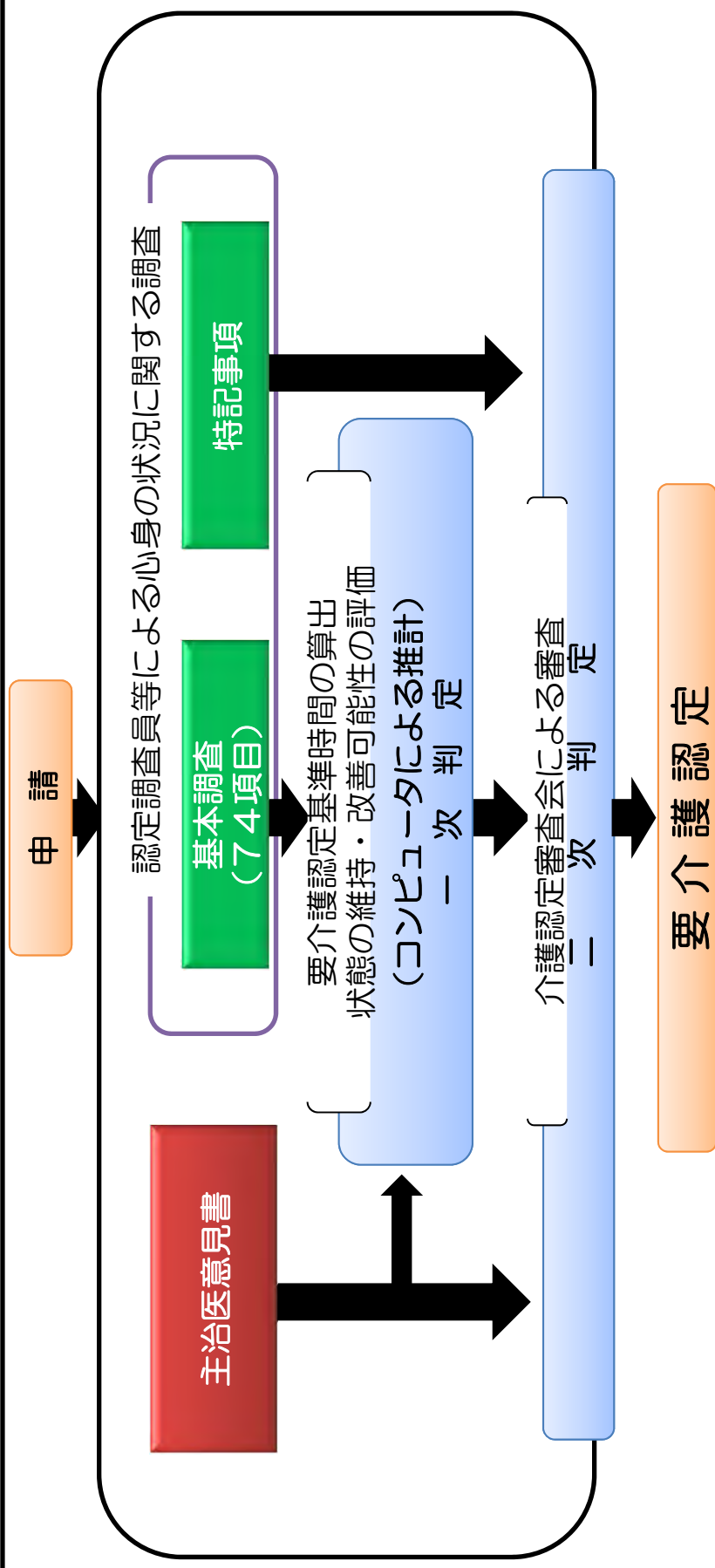
- 介護認定審査会の委員は、専門職としての経験に基づき、審査資料から、申請者固有の状況を加味して、客観的に要介護度の判定に意見を付することが求められている。
- このため、委員の任期に関しては、審査判定の客観性を確保し、また、定期的に自治体が委員の任命が適切であるかを判断するため、現在、任期を全国一律2年としている。
- なお、委員の任期が2年であっても、適任であれば再任すればよいものであり、一方、適任か否かを判断する機会を確保するためには、2年を任期としておくことが必要である。

# 要介護認定制度について

## 要介護認定の仕組み

○ 要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介護認定を行う。

- ① 一次判定・・・ 市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。
- ② 二次判定・・・ 保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。



## 要介護認定審査に関して

### 認定審査委員会に関して

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- (2) 委員の要件  
委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあつては区長。以下同じ。）が任命する。
- (3) 保険者との関係について  
認定審査会における審査判定の公平性を確保するため、原則として保険者である市町村の職員を委員として囑託することができない。ただし、委員確保が困難な場合、保健、医療又は福祉の学識経験者であり、認定調査等の介護保険事務に直接従事していない市町村職員を委員に囑託することができる。
- (4) 認定調査員との兼務について  
委員は、原則として、当該保険者の認定調査員として認定調査に従事することができない。ただし、他に適当な者がいない等の理由でやむを得ず委員を認定調査に従事せざるを得ない場合においては、この限りでない。その場合であっても、委員が認定調査を行った審査対象者の審査判定について、当該委員が所属する合議体では行うことができない。

### 合議体の構成に関して

合議体の委員の定数は、5名を標準として、市町村が定める数とする。なお、以下の場合などにおいて、5名より少ない定数によっても認定審査会の審査判定の質が維持されるものと市町村が判断した場合、5名より少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、3人を下回ることはできない。

- ・要介護認定及び要支援認定の更新に関わる申請を対象とする場合
- ・委員の確保が著しく困難な場合

## 要介護認定の適正な実施のための取り組み

### 要介護認定適正化事業

- 要介護認定に精通した者が、介護認定審査会の場に訪問し、認定調査及び審査判定の状況を把握し、要介護認定の適正な実施に資する技術的助言を行う。
  - ・開始時期：平成19年度～ ・実績：延べ463か所訪問（平成19年度～25年度までの累計）
- 認定調査員等に対する研修の実施
  - ・開始時期：平成21年度～ ・実績：183回開催
- 認定質問窓口を設置し、各自治体から寄せられる質問へ回答
  - ・開始時期：平成21年度～
- e-ラーニング（認定調査員向け研修システムによる問題集等の提供）の実施
  - ・開始時期：平成22年度～
- 要介護認定における認定調査や審査判定に関するデータを、各自治体が自らの立ち位置を把握できるように集計・分析して、提供する。
  - ・開始時期：平成22年度～ ・実績：各年2回提供
- 介護認定審査会向けDVD教材を各自治体に提供（平成22年度）
- 各自治体で実施する研修に活用できる研修資料の提供（平成23年度）

### 認定調査員等研修事業（補助金）

- 都道府県及び指定都市が実施する認定調査員研修等に対して補助を行う。
    - ・開始時期：平成11年度～
    - ・実績（※）：認定調査員研修 63自治体  
介護認定審査会委員研修 58自治体  
主治医研修 52自治体  
介護認定審査会運営適正化研修 43自治体
- ※25年度交付決定自治体数

### 都道府県職員や認定調査員を対象とした研修

- 要介護認定に関わる都道府県職員や、各市町村において認定調査の指導的立場に従事する職員を対象に、要介護認定に関する研修を実施する。
  - ・実績：2回（平成25年度）